

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和六年二月十六日付けで公告し、同年八月三十日付けで変更した令和六年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について、試験場を変更したので次のとおり公告します。

令和六年九月二十七日

奈良県知事 山下 真

令和六年二月十六日付けで公告し、同年八月三十日付けで変更した令和六年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施二の2の(二)中「ホテルリガーレ春日野（奈良市法蓮町七五七一―二）」を「帝塚山大学（奈良市学園南三―一―三）」に改める。